

金融庁／金融審議会 「サステナビリティ情報の開示と保証の あり方に関するワーキング・グループ」 (第7回) の検討状況

有限責任 あずさ監査法人



金融庁は、2025年6月5日に、金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」(第7回)を開催しました。本稿では、審議で取り扱われた主要な論点の検討状況をまとめています(本稿は、同日時点の情報に基づいて記載しています)。

金融庁は、2024年3月に、金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」(以下「WG」という)を設置し、我が国におけるサステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関する検討を開始し、これまでに延べ6回の審議を行っています。

2025年6月5日に開催された第7回WGで審議された論点は、以下のとおりです。

審議された論点

1. [サステナビリティ開示基準および保証制度に係るロードマップ案](#)
2. [見積りの更新について](#)
3. [有価証券報告書における SSBJ 基準の適用に係る用語の整理](#)
4. サステナビリティ情報の保証に関する専門グループにおける検討状況の報告

本稿では、このうち、上記1～3(下線項目)について解説します。なお、詳細は[事務局説明資料](#)をご確認ください。また、次回(第8回)のWGでは、これまでの審議の内容をとりまとめた[中間的な論点整理](#)についての審議を行う旨が座長より説明されています。

なお、上記4の報告内容については、[「サステナビリティ情報の保証に関する専門グループ」\(第4回\)の検討状況](#)「1.「サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律のあり方」に関する専門Gにおける議論(途中経過)」をご参照ください。

1. サステナビリティ開示基準および保証制度に係るロードマップ案

第7回WGの事務局説明資料では、サステナビリティ開示基準および保証制度に係るロードマップ案について、以下の提案がなされました。

	第7回WGにおける事務局提案（下線部分が変更点）	これまでの事務局提案（下線部分が変更点）
開示基準の適用（適用時期）	- SSBJ基準¹の適用は、プライム市場上場企業に対して、時価総額の規模に応じ段階的に進め、次の時期からの適用開始を基本とする i. 時価総額3兆円以上: 2027年3月期 ii. 時価総額3兆円未満1兆円以上: 2028年3月期 iii. 時価総額1兆円未満5,000億円以上: 2029年3月期 - 上記ii.およびiii.の適用時期は、国内外の動向等を注視しつつ、柔軟に対応する - 時価総額5,000億円未満の企業へのSSBJ基準の適用については、企業の開示状況や投資家のニーズ等を踏まえて、今後検討する	時価総額3兆円以上のプライム市場上場企業へのSSBJ基準の適用開始時期を2027年3月期とすること等を基本線としつつ、国内外の動向、保証に関する検討状況等を注視しながら、柔軟に対応する
二段階開示・同時開示	- 二段階開示の適用期間をSSBJ基準の導入時期の翌期まで（2年間）とする - 有価証券報告書の提出期限の延長については、引き続き検討する	- 適用初年度は二段階開示を認める - 制度保証を受けて同時開示する場合には、有価証券報告書の提出期限を延長することを検討する
保証制度の導入	- SSBJ基準の適用開始時期の翌年から保証を義務付ける - 保証水準は限定的保証とし、<u>合理的保証への移行の検討は行わない</u> - 保証範囲は保証適用義務化から2年間はScope1・2、ガバナンスおよびリスク管理とし、3年目以降は国際動向等を踏まえ今後検討する - 保証の担い手は本WGで引き続き検討する	- SSBJ基準の適用義務化の翌年から保証を義務化する - 保証水準は限定的保証とし、<u>今後の動向を踏まえ、合理的保証への移行の可否を検討する</u> - 保証範囲は保証適用義務化から2年間はScope1・2、ガバナンスおよびリスク管理とし、3年目以降は国際動向等を踏まえて継続して検討する

① 開示基準の適用（適用時期）および二段階開示・同時開示

（これまでの審議の内容）

これまでのWGでは、SSBJ基準による開示の導入は、プライム市場上場企業に対して、時価総額の規模に応じ段階的に進めることとしたうえで、適用初年度は二段階開示を認め、その後、制度保証を受けて同時開示をする場合には、有価証券報告書の提出期限を延長することが検討されていました。

1 サステナビリティ基準委員会（SSBJ）が公表するサステナビリティ開示基準

そして、第6回WGでは、欧州委員会によるオムニバス法案²の公表等、最近の国内外の動向を踏まえ、二段階開示等の企業負担の軽減につながる措置について、引き続き検討することが提案されました。

(第7回WGにおける事務局提案の主な内容)

第7回WGでは、プライム市場上場企業に対するSSBJ基準の適用時期について、時価総額の規模に応じ段階的に進め、次の時期からの適用開始を基本としたうえで、下記 ii.および iii.の適用時期は、国内外の動向等を注視しつつ、柔軟に対応することが提案されました。

- i. 時価総額3兆円以上：2027年3月期
- ii. 時価総額3兆円未満1兆円以上：2028年3月期
- iii. 時価総額1兆円未満5,000億円以上：2029年3月期

また、二段階開示の適用期間については、SSBJ基準に基づく情報開示の円滑な導入を優先する観点から、その適用期間をSSBJ基準の導入時期の翌期まで（2年間）にする、とこれまでの事務局提案（適用初年度のみ）を延長することが提案されました。他方、有価証券報告書の提出期限の延長については、本WGにおいて早期の情報開示を望む意見があったことや欧州ではCSRD（Corporate Sustainability Reporting Directive：企業サステナビリティ報告指令）に基づく情報開示が比較的早期に行われていること等を踏まえつつ、引き続き検討していくことが提案されました。

この事務局提案に対して、二段階開示の適用期間を2年間に延長することや有価証券報告書の提出期限の延長について、引き続き検討していくことには概ね賛同が得られました。なお、有価証券報告書の提出期限の延長について、複数の委員から、総会前開示の要請との整理を求める意見が示されました。

一方で、SSBJ基準の適用時期については、上記 ii.および iii.の適用時期について柔軟に対応している点について、多くの委員から、企業の準備を促進する観点や予見可能性の観点からも適用時期は明確にすべきといった意見が示されました。

② 保証制度の導入

(これまでの審議の内容)

これまでのWGでは、サステナビリティ保証制度のロードマップとして、次の内容を示し、保証業務実施者の登録制度や保証基準のあり方といった質の高い保証業務が提供されるために必要な環境整備³については、「サステナビリティ情報の保証に関する専門グループ」（以下「専門G」という）を設置し、議論を進めていました。

- サステナビリティ保証業務を公正かつ確に遂行するに足りる体制が整備されていることを条件に、監査法人に限定されないprofession-agnostic制度とする
- 保証水準は限定的保証とし、今後の動向を踏まえ、合理的保証への移行の可否を検討する
- 保証範囲は保証適用義務化から2年間はScope1・2、ガバナンスおよびリスク管理とし、3年目以降は国際動向等を踏まえて継続して検討する

2 一定規模以上の非上場企業等（Wave2）以降の企業に対する2年間の適用期限の延長および適用対象企業の閾値変更等の企業の負担軽減策が提案されている。適用時期の延長については2025年4月に発効済み。

3 質の高い保証業務が提供されるために必要な環境整備として、「登録制度・登録要件」、「業務制限・義務」、「保証基準」、「倫理・独立性」、「検査・監督・自主規制」の5つが挙げられている。

（第7回WGにおける事務局提案の主な内容）

第7回WGで示された保証制度に係るロードマップ案では、保証制度の導入時期や保証範囲に関する提案に変更はないものの、欧州委員会によるオムニバス法案の公表等の最近の国内外の動向を踏まえ、保証水準について合理的保証への移行の検討は行わないことが提案されました。

この事務局提案には概ね賛同が得られた一方で、3年目以降の保証範囲を今後検討することとしている点について、専門Gの議論を進めるためにも早期に決める必要があるといった意見や、利用者ニーズを踏まえて検討するものの基本的にはSSBJ基準に基づく開示内容のすべてに保証することが最終的なゴールではないかといった意見も示されました。

2. 見積りの更新について

第7回WGの事務局説明資料では、見積りの更新について、以下の提案がなされました。

	第7回WGにおける事務局提案（下線部分が変更点）	これまでの事務局提案（下線部分が変更点）
見積りの更新	- サステナビリティ情報に係る見積りについて、確定値が判明し、その情報に重要性があれば、<u>次の方法により更新が必要</u> i. 後発事象の対象期間に確定値が判明した場合：<u>財務情報と同様、当該確定値を反映した上で有価証券報告書を提出する</u> ii. 前年度の有価証券報告書の提出後に確定値が判明した場合：<u>翌年度の有価証券報告書の比較情報の更新等を行う</u>	- 見積り情報について、有価証券報告書の提出後に当該見積り情報に係る確定値が判明した場合であっても、必ずしも訂正報告書の自発的提出が必要となるわけではない - 訂正の内容が誤謬に該当する場合、重要性に応じて有価証券報告書の訂正が必要となることも考えられる
	比較情報による更新を待たずに情報を開示したいとのニーズにも対応するため、有価証券報告書における見積り情報を更新するための制度的枠組みの整備を検討する	（新規提案）

（これまでの審議の内容）

第6回WGでは、見積り情報の更新について、事後的に当該見積り情報に係る確定値が判明した場合であっても、必ずしも訂正報告書の自発的提出が必要となるわけではなく、翌期の有価証券報告書の比較情報の更新等を行えば足りるとの考え方が示され、概ね賛同が得られました。他方、この事務局提案に対しては、財務情報における修正後発事象に関する取扱いとの整合性を考慮すべきといった意見や、訂正報告書の自発的提出が不要である場合でも企業が自主的に情報を開示すべきといった意見も示されました。

（第7回WGにおける事務局提案の主な内容）

第7回WGでは、第6回WGで委員から寄せられた意見を踏まえ、サステナビリティ情報に係る見積りの更新について、次の内容が提案されました。

- 事後的に判明した確定値の情報に重要性がある場合、次の方法により情報を更新する
 - i. 後発事象の対象期間に確定値が判明した場合
 - ：財務情報と同様、当該確定値を反映した上で有価証券報告書を提出する
 - ii. 前年度の有価証券報告書の提出後に確定値が判明した場合
 - ：翌年度の有価証券報告書の比較情報の更新等を行う
- 上記 ii. の場合に、訂正報告書を提出する必要がある場合においても、比較情報による更新を待たずに情報を開示したいといった企業のニーズも考えられるため、有価証券報告書における見積り情報を更新するための制度的枠組みの整備を検討する

この事務局提案には概ね賛同が得られた一方で、統合報告書等の任意開示書類によって確定値を報告することでも足りるとの意見も示されました。また、見積りの更新方法については、半期報告書による定期報告が現実的といった意見や、臨時報告書を活用することも考えられるといった意見が示されました。

3. 有価証券報告書におけるSSBJ基準の適用に係る用語の整理

第7回WGの事務局説明資料では、有価証券報告書におけるSSBJ基準の適用に係る用語の整理について、以下の提案がなされました。

	第7回WGにおける事務局提案（下線部分が変更点）	これまでの事務局提案（下線部分が変更点）
用語の整理	● SSBJ基準のすべてのために準拠して、金融商品取引法令に基づいて有価証券報告書において開示する場合のみを「適用」と定義し、企業の属性および適用時期に応じて次のように整理する i. 適用義務付け企業が適用時期に開示を行う場合：「強制適用」 ii. 適用義務付け企業が適用時期を早めて開示を行う場合：「早期適用」 iii. 適用義務付けのない企業が開示を行う場合：「任意適用」 ● 有価証券報告書においてSSBJ基準を部分的に参照して開示を行う場合や、統合報告書等の法令外の媒体においてSSBJ基準に準拠し、または部分的に参照して開示を行う場合は「任意開示」と定義する	新規提案

（これまでの審議の内容）

第3回WGでは、SSBJ基準の任意適用の促進に向けた取組みとして、開示の好事例の収集・公表等により企業の自主的な開示を促していくことや、任意適用を行う場合の記載事項の考え方のイメージが示されました。事務局提案の方向性については賛同の意見が得られたものの、他方、SSBJ基準への準拠性の有無を明確にすべきとの観点から、「任意適用」、「部分適用」および「任意開示」といった用語の整理が必要といった意見もありました。

（第7回WGにおける事務局提案の主な内容）

SSBJ基準は、同基準のすべての定めに準拠しない限り準拠表明はできないこととされています。これを踏まえ、第7回WGでは、SSBJ基準への準拠性の有無を明確化するため、SSBJ基準のすべての定めに準拠して、金融商品取引法令に基づいて有価証券報告書において開示する場合のみを「適用」と定義することが提案されました。

他方、有価証券報告書においてSSBJ基準を部分的に参照して開示を行う場合や、統合報告書等の法令外の媒体においてSSBJ基準に準拠し、または部分的に参照して開示を行う場合は「任意開示」と定義することとしています。これらの用語の整理は図表のとおりです。

この事務局提案には概ね賛同が得られた一方で、SSBJ基準における文言（任意でSSBJ基準に従った開示）との関係の明確化を求める意見や、用語の定義は開示媒体とは分けて行い、有価証券報告書（統合報告書等）における「任意適用」といった整理をしてはどうかといった意見も示されました。

（図表）用語の整理

用語		適用／適用外企業の別	開示媒体	SSBJ基準との関係	開示時期
適用	強制適用	適用対象企業	有価証券報告書	すべての定めに準拠	法令上の適用時期
	早期適用				法令上の適用時期より早期
	任意適用	適用対象外企業			—
任意開示		—	有価証券報告書	部分的に基準を参照	—
			統合報告書等	すべての定めに準拠／部分的に基準を参照	

（出典）金融庁ウェブサイト 第7回WG事務局説明資料

(https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/sustainability_disclose_wg/shiryou/20250605/02.pdf)

を基にKPMGジャパン作成。

(参考) これまでの審議の状況

1. サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ

審議	議論事項
第1回サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ (2024年3月26日)	適用対象企業、適用時期
	全般（情報開示のための環境整備）
第2回サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ (2024年5月14日)	サステナビリティ開示基準の在り方
	適用対象
	適用時期
	サステナビリティ開示基準の導入による開示タイミング
第3回サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ (2024年6月28日)	サステナビリティ開示基準のあり方および適用対象・適用時期
	サステナビリティ開示基準の導入における論点
	保証制度の導入における論点
第4回サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ (2024年10月10日)	サステナビリティ開示基準の導入における論点
	保証制度の方向性について
第5回サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ (2024年12月2日)	サステナビリティ開示基準の導入における論点
	サステナビリティ保証制度について
第6回サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ (2025年4月21日)	EUにおけるサステナビリティ開示に関する検討状況
	GHG排出量の見積りの更新について
	サステナビリティ情報の虚偽記載に対する責任
	サステナビリティ開示に係るEDINETタクソノミ（案）開発の方向性
	SSBJ基準の金融商品取引法令への取込みについて

2. サステナビリティ情報の保証に関する専門グループ

審議	議論事項
第1回サステナビリティ情報の保証に関する専門グループ（2025年2月12日）	サステナビリティ保証制度について
	サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律の在り方
第2回サステナビリティ情報の保証に関する専門グループ（2025年3月21日）	サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律の在り方
	任意の保証
第3回サステナビリティ情報の保証に関する専門グループ（2025年4月17日）	サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律の在り方
	任意の保証
第4回サステナビリティ情報の保証に関する専門グループ（2025年5月27日）	「サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律の在り方」に関する専門Gにおける議論（途中経過）
	WGにおける議論に資するための専門Gの意見

■ 関連資料紹介

- [SSBJの審議動向](#)
- [サステナビリティ開示基準／その他開示制度](#)

■ ソーシャルメディアのご紹介

リサーチ／報告書、解説記事、動画による解説など、
KPMGの知見を集めた独自コンテンツを発信しています。



■ KPMG Japan Insight Plusのご紹介

<https://kpmg.com/jp/ja/home/campaigns/2022/04/insight-plus.html>

KPMG Japan Insight Plusは、KPMGジャパンの会員制ウェブサイトです。

記事、動画、セミナー、メールマガジン等を通じ、ビジネスのプラスとなるインサイト（洞察・考察）を会員の皆様にお届けします。

■ KPMG Japan Insight Plusの記事例

- IFRS®サステナビリティ開示基準への対応セミナー第1回～第3回（動画）
- IFRS S1号・S2号の導入における実務上のポイント
- 「IFRS S1号・S2号導入実務解説」セミナー サステナビリティ開示基準が求めるガバナンスとリスク管理
- 「IFRS S1号・S2号導入実務解説」セミナー サステナビリティ情報に関するプロセス整備
- プライム市場上場を確実にするための最先端の「コーポレートガバナンス・コード」及び「サステナビリティ開示」への対応～2大テーマの勘所を押さえる！

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供しよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査したうえで提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2025 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーライト© IFRS® Foundationすべての権利は保護されています。有限責任 あずさ監査法人はIFRS財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、www.ifrs.orgでご確認ください。

免責事項: 適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会とIFRS財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません（過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない）。これは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されます。

この冊子に記載されている情報はアドバイスを構成するものではなく、適切な資格のあるプロフェッショナルによるサービスに代替されるものではありません。

「ISSB™」は商標です。「IFRS®」、「IASB®」、「IFRIC®」、「IFRS for SMEs®」、「IAS®」および「SIC®」はIFRS財団の登録商標であり、有限責任 あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この商標が使用中および（または）登録されている国の詳細についてはIFRS財団にお問い合わせください。

過去情報は、あずさ監査法人のウェブサイトをご確認ください。

あずさ監査法人トップページ([Link](#))

■ **会計・開示コンテンツ** ([Link](#))

■ **日本基準** ([Link](#))

■ **IFRS会計基準** ([Link](#))

■ **米国基準** ([Link](#))